

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和5年3月22日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

南加賀保健福祉センター加賀地域センター清掃業務管理委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

日常清掃(週4回(火～金)) 437.1 m<sup>2</sup>、日常清掃(週1回) 374.3 m<sup>2</sup>、  
ワックス塗布(年1回) 709.1 m<sup>2</sup>、随時清掃(随時)

(3) 納入期限(履行期間)

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105-1

所 属：南加賀保健福祉センター 加賀地域センター

連絡先：TEL 0761-76-4300 FAX 0761-76-4301

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年3月30日(木) 午前10時

(2) 提出先

住 所：小松市園町ヌ48

所 属：南加賀保健福祉センター 総務課

連絡先：TEL 0761-22-0793 FAX 0761-22-0805